

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

# 創業貸付

## 対象者

- ・これから創業する方
- ・分社化する方
- ・創業・分社化後、5年を経過しない方
- ・法人成りした方であって、法人成り前に行っていた事業の創業後5年未満の方

北海道は  
あなたの夢の実現を  
応援します！

## 融資金額

3,500  
万円以内

## 融資期間

10年以内

## 融資利率

固定金利	
3年以内	年1.1%
5年以内	年1.3%
7年以内	年1.5%
10年以内	年1.7%

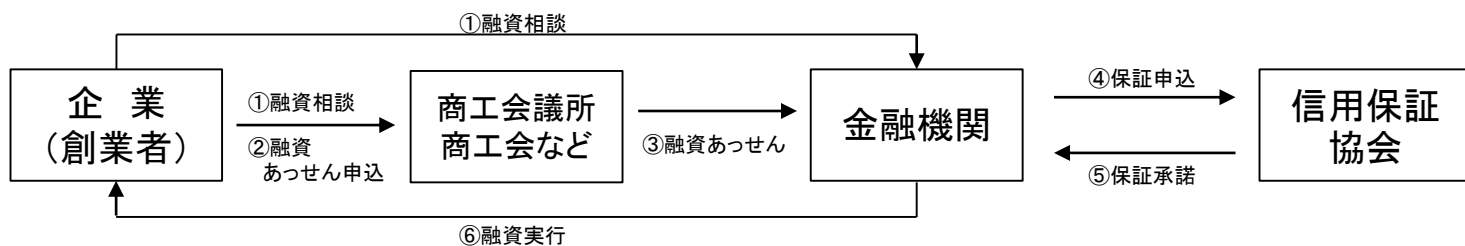
変動金利	
年1.1%	
※融資期間が3年を超える場合に限る	

# 融資条件

融資対象	(1) 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月(※6ヶ月)以内に新たに事業を開始するあるいは2ヶ月(※6ヶ月)以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※( )内は、産業競争力強化法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援事業の支援を受けて創業する場合(認定特定創業支援事業については、事業を開始する市町村へお問い合わせください) (2) 中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3) 事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過しないものが創業者となり、新たに会社(中小企業者に限る)を設立し法人成りしたものであって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの (4) 【スタートアップ】国の全国統一保証制度であるスタートアップ促進保証の対象となるもの
------	--

融資対象	(1)～(3)	(4)【スタートアップ】
資金使途	事業資金	
融資金額	3,500万円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置1年以内) <small>ただし、取扱金融機関において保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する又は、保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする取扱いも可</small>
融資利率	<b>【固定金利】</b> 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7%	<b>【変動金利】</b> 年1.1% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる ただし、信用保証協会の創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとするものについては無担保とする。	担保 無担保 償還方法 原則として均等分割返済とする
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合	

## 融資までの基本的な流れ



## お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あつせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あつせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

- (※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。
- ・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

## お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

